

基本登録料改定に係る移行措置について

公認スポーツ指導者の基本登録料の改定については、令和 8(2026)年 10 月登録の対象者から順次適用し、「デジタル版:¥13,000 円」または「印刷送付版:¥17,000 円」いずれかの選択となりますが、次のⅠ.の条件を満たす新規登録者の方については、時限的な移行措置として従来の基本登録料(¥10,000 円／提供物等はデジタル版*)を適用いたします。

但し、次のⅡ.の条件に該当する方は本措置の適用外となりますので、ご注意ください。

*印刷送付版の提供物等を選択する場合は、基本登録料は¥17,000 円となります。

Ⅰ. 適用対象となる方

1. 令和 7(2025)年度以前に受講を開始し、資格を取得する方

※ 本措置は令和 11(2029)年 10 月登録をもって対応終了します。

但し、アスレティックトレーナー資格及びスポーツドクター資格は受講有効期間の関係上、次の期限までとします。

- アスレティックトレーナー：令和 12(2030)年 10 月登録まで
- スポーツドクター：令和 13(2031)年 10 月登録まで

2. 令和 7(2025)年 12 月 1 日～令和 8(2026)年 5 月 31 日に免除申請を行い、資格を取得する方

※ 本措置は令和 8(2026)年 10 月登録をもって対応終了します。

3. 講習・試験免除適応コースで資格を取得する方

※ 本措置は令和 11(2029)年 10 月登録をもって対応終了します。

Ⅱ. 上記Ⅰ.のうち、本措置の適用外となる方

次に該当する場合、移行措置は適用されません。

- a. 受講有効期間を経過した場合
- b. すでに資格を保有している場合
- c. 過去に一度でも資格が付与された場合
- d. 所定の期間内に手続きを行わなかった場合
- e. 養成講習会等の受講修了後から登録手続きを行うまでの間に、当該資格が一度でも「保留」「無効」となった場合

【参考：デジタル版と印刷送付版の提供内容】

提供物等	デジタル版	印刷送付版
Sport Japan	指導者マイページで閲覧	冊子を送付
指導者手帳、 登録証、認定証	指導者マイページで閲覧	各物品を送付
各種案内送付物	指導者マイページまたは メールで案内	デジタル版の内容に加え、手続 き案内は印刷物等を送付
支払方法	インターネット上のクレジット決 済、一部コンビニエンスストア決 済(現金払い可)	デジタル版の内容に加え、郵便 局等で利用できる払込取扱票 での支払い